

# 業務委託仕様書

## 1. 業務名

PFS（成果連動型民間委託契約方式）を活用したフレイル予防運動教室事業業務委託

## 2. 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日

## 3. 履行場所

市内公共施設ほか

（受注者の所有する施設等（市内に限る）での実施も可とする）

## 4. 委託業務内容

### (1). 事業の広報

実施するフレイル予防運動プログラム（以下、教室という）の周知を行う。チラシやホームページ、SNSなど多彩な媒体を活用し、多くの高齢者が関心をもつよう工夫する。なお、チラシは受注者にて作成するものとする。

### (2). 教室の実施

本事業への参加をきっかけにして、フレイル予防の取組を行っていなかった高齢者に行動変容が起こり、セルフマネジメント（フレイル予防における自己管理）の継続した取組が行えるような教室内容とする。

#### (ア) 実施頻度、実施期間

教室は、8月中・下旬から11月中・下旬の間に月2回以上、合計6回以上開催し、4会場（各定員25名）で実施する。なお、市内公共施設を利用する場合は、別紙「施設スケジュール表」の実施可能日において実施すること。申込数が定員を超えた場合は、抽選にて参加者を決定する。また、1回あたりの実施時間は受注者の提案によるものとする。なお、天候や交通事情等により、やむを得ず教室が実施できなかった場合の日程、実施回数等の変更は、発注者及び受注者双方協議の上、決定するものとする。

#### (イ) 実施計画書の提出

受託者は契約締結後、速やかに事業のスケジュールを委託者に提出し、その内容について了承を得る事。

#### (ウ) 実施内容

高齢者を対象に、「運動機能の向上」を図る教室業務を委託する。なお、運動と複合的に取り組むことによりフレイル予防の相乗効果が期待される「栄養状態（口腔機能）の改善」を図る内容も取り入れることが望ましい。また、教室時間は60分～120分とすること。

#### (エ) 従事者の配置

教室に従事する者は、高齢者への指導について経験豊富な者で、かつ、高齢者の身体安全面について救急救命講習を受講するなど、指導者として技術の研鑽を積んでいる者を派遣するものとする。また、介護保険（地域支援事業を含む）、老年学および運動器機能・栄養状態（口腔機能）改善に関する知識を兼ね備え、他職種の役割と業務についての知識も理解している者とし、下記の事項に十分配慮し事業を行わなければならない。

- ・ 生活機能の低下傾向にある高齢者を心理的・社会的にも理解し、安全にサービスを提供すること。
- ・ 情報の共有のため常に関係機関との連携に努めること。

## 5. 対象者

各務原市在住の 65 歳以上の方のうち、運動習慣がない方。

※本仕様書における年齢は、教室開始時点とする。

※運動習慣とは、1 回 30 分以上の運動を、週 2 回以上実施し、1 年以上、運動継続をしていることとする。

## 6. 業務報告方法

### (1). 月例報告

各回の実施内容や参加者の様子、参加人数を、会場別で月毎にまとめ、翌月 10 日までに報告するものとする。その他、発注者からの要請があった場合は、参加者のモニタリングを行い、状況を報告すること。

### (2). 業務実績報告書の作成

後述する「12. データ測定方法」に従い、体力測定等を行い、業務実績報告書を作成すること。なお、業務実績報告書の内容については、発注者の指示に従うこと。

## 7. 業務に関する特記事項

### (1). 事故防止と緊急時の対応

教室参加者にかかる傷害保険、および教室実施中の事故により発生する法律上の損害賠償に対する賠償保険は発注者が加入する。なお、受注者の故意または重大な過失など、発注者の責めに帰することができない事由によって生じた損害、および教室の実施に際して、受注者が第三者に与えた損害は、受注者の負担とする。

実施にあたり、事故や災害等の発生に備えて、あらかじめ緊急時の体制を整備しておく。実際に事故や災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講ずるとともに、発注者および関係機関に通報する。また、参加者が高齢者であることを念頭に置き、常に衛生管理の徹底および安全管理に努め、事故の発生を予見した場合は、その対策を講じるとともに、発注者に報告することとする。

### (2). 資料、備品、消耗品等

事業に必要な資料、備品、消耗品等（体力測定に必要な物品含む）は、原則、受注者が用意すること。ただし、資料の内容については、発注者の求めに応じること。

### (3). 施設の利用

各施設の利用の注意点を確認し遵守すること。なお、市内公共施設を利用する場合の施設予約は発注者が行い、利用に係る施設利用料及び水道光熱費は発注者が負担する。

## 8. 個人情報の保護

受注者は、事業の実施に際して入手した個人情報その他の情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律および各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例その他の関係規定を遵守し、適切な管理を行うこととする。また、業務上知り得た参加者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。なお、履行期間満了後も同様とする。

## 9. 成果指標

成果指標は、以下のとおりとする。なお、①～③の成果指標は必須とし、④は受注者からの提案があった場合にのみ発注者と協議の上、決定する（①～③のみでも可とする）。

### ① 男性前期高齢者の申込者の割合

$$\frac{\text{男性前期高齢者の申込者}}{\text{申込者数}}$$

### ② 体力測定結果の改善者の割合

$$\frac{\text{改善者数（3項目のうち2項目以上が改善している人数）}}{\text{参加者数}}$$

教室開始時および終了時に別表に示す3項目の体力測定を実施し、改善者の割合を求める。なお、ここで言う改善とは、（教室最終回の測定値）>（教室初回の測定値）となることを指す。

### ③ 教室終了後の運動継続者の割合

$$\frac{\text{教室終了3か月後に運動を継続していた人数}}{\text{アンケート回答者数}}$$

教室最終日から3か月後を目安に、発注者が参加者にアンケートを実施し、教室終了後の継続状況を調査する。なお、アンケート内容については事業計画書をもとに、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

### ④ 教室の実施目的を判定できる評価項目（客観的指標、主観的指標どちらも可）

## 10. 業務委託料

固定分（税込）	成果連動分（税込）
5, 777, 314 円	2, 904, 000 円

(1). 受注者は、事業完了後速やかに業務実績報告書（体力測定結果を含む）を

提出しなければならない。

- (2). 受注者より業務実績報告書を受領後、発注者は成果指標に基づく実績値を測定し、当該結果を受注者へ通知する。
- (3). 支払額は、支払表に基づき協議書により確定することとする。なお、これによる変更契約は行わないこととする。
- (4). 受注者は、支払額の協議終了後、速やかに完了届を提出しなければならない。
- (5). 発注者は完了届等を受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。
- (6). 発注者は、適法の支払い請求書を受理した日から 30 日以内に支払うこととし、支払い方法は一括払いとする。
- (7). 成果連動分について、各成果指標の支払区分は以下のとおりとする。

	達成度 1	達成度 2	達成度 3 (基準値)	達成度 4	達成度 5 (上限額)
①男性前期高齢者の申込者の割合	0%～	1%～	3%～	10%～	20%～
②体力測定結果の改善者の割合	0%～	40%～	75%～	80%～	85%～
③教室終了後の運動継続者の割合	0%～	30%～	65%～	75%～	85%～
④教室の実施目的を判定できる評価項目	0%～	●%～	●%～	●%～	●%～

①～④の各項目における支払金額については、成果指標の数字に応じて、以下のとおりとする。なお、小数点以下端数については、各成果指標の支払金額を合算後、切り捨てるものとする。

「 $x$  = 業務委託料のうち成果連動分の金額」

ア 成果指標が 3 項目の場合の支払表

	達成度 1	達成度 2	達成度 3 (基準値)	達成度 4	達成度 5 (上限額)
契約金額における成果連動分のうちの支払金額・割合	$x \times \frac{0}{12}$	$x \times \frac{1}{12}$	$x \times \frac{2}{12}$	$x \times \frac{3}{12}$	$x \times \frac{4}{12}$

イ 成果指標が 4 項目の場合の支払表

	達成度 1	達成度 2	達成度 3 (基準値)	達成度 4	達成度 5 (上限額)
契約金額における成果連動分のうちの支払額・割合	$x \times \frac{0}{16}$	$x \times \frac{1}{16}$	$x \times \frac{2}{16}$	$x \times \frac{3}{16}$	$x \times \frac{4}{16}$

(例) 成果指標が 3 項目で次の達成度の場合による支払金額 (成果連動分)

- ・ 成果指標①の達成度 3 =  $x \times 2/12$
  - ・ 成果指標②の達成度 2 =  $x \times 1/12$
  - ・ 成果指標③の達成度 3 =  $x \times 2/12$
- 支払金額 =  $x \times 5/12$  (※小数点以下は切り捨てとする)

- (8). 事業参加者より参加費を徴収することも可能とするが、詳細は受注者と発注者との協議の上、発注者が決定することとする。なお、実施する場合は、実施計画書にスケジュールを記載すること。

## 11. データ測定方法

本業務について以下の内容を、業務実績報告書にとりまとめ、発注者へ報告すること。報告書は紙媒体及び電子データで納品すること。

- ① 男性前期高齢者の申込者の割合  
申込者全体のうち、男性前期高齢者の申込者の割合。性別、年齢、運動習慣の有無について、申込の際に発注者が情報を収集する。
- ② 体力測定結果の改善者の割合  
教室開始時および終了時に参加者に対し、別表に記載の 3 項目の体力測定を実施。受注者が評価を行い、改善者の割合を求める。実施方法については、(別表) 参考元に示されている方法であることが望ましい。
- ③ 教室終了後の運動継続者の割合  
参加者に対して教室終了 3 か月後を目安に、発注者よりアンケート調査を行う。アンケートの具体的な内容は、発注者と受注者で協議の上決定することとし、アンケートに係る時期についても実施計画書に含める事。
  - (ア) アンケート時期  
教室終了後 3 か月後
  - (イ) アンケート項目  
運動の継続状況を調査する。
  - (ウ) アンケート集計  
アンケート結果のデータは、発注者で回収および保管し、結果を受注者へ通知する。
- ④ 教室の実施目的を判定できる評価項目

受注者より項目、実施方法の提案を受け、発注者と協議の上、決定する。

## 12. その他

詳細については、発注者と協議し相互合意の上実施する。

(別表)

体力測定項目と評価基準（候補案）

	測定項目	実施方法の参考元
①	2ステップテスト	日本整形外科学会「ロコモ度テスト」
②	開眼片足立ち	「介護予防ガイド 実践・エビデンス編」
③	握力	「介護予防ガイド 実践・エビデンス編」

## 特記仕様書

### 1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。

### 2 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者(以下「乙」という。)は、個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。)の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、番号法及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)の規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (従事者の明確化)

第2条 乙は、この契約による業務(以下「本件業務」という。)の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、発注者(以下「甲」という。)に届け出なければならない。責任者及び従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

### (従事者に対する周知)

第3条 乙は、従事者に対し、在職中及び退職後においても、当該業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反したときは、番号法又は保護法の規定に基づき処罰されるおそれがあることその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

### (従事者に対する監督及び教育)

第4条 乙は、従事者に対し、本特記事項に定める事項を遵守し、適切に実施するよう監督しなければならない。

2 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他本件業務の適切な実施に必要な教育及び研修を、従事者全員に対して実施しなければならない。

### (秘密の保持)

第5条 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (再委託の禁止)

第6条 乙は、本件業務を第三者に委託してはならない。(以下「再委託」という。)ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

2 乙は、本件業務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再委託を行う業務の内容

(2) 再委託で取り扱う個人情報

(3) 再委託の期間

(4) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地及び連絡先)

(5) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(6) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(7) 再委託の相手方の監督方法

3 乙は、本件業務を再委託しようとする場合、再委託の相手方にこの契約に基づ

く一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、本件業務を再委託しようとする場合、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 乙は、本件業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

(1) 再々委託を行う業務の内容

(2) 再々委託で取り扱う個人情報

(3) 再々委託の期間

(4) 再々委託の相手方(名称、代表者、所在地及び連絡先)

(5) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者

(6) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)

(7) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 乙は、前条第1項ただし書に規定する再委託を受けた者及び前条第6項ただし書に規定する再々委託を受けた者は、本件業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5条に準ずるものとする。

2 乙は、前条第1項ただし書に規定する再委託を受けた者及び前条第6項ただし書に規定する再々委託を受けた者は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、労働者派遣契約の内容にかかわらず、乙は甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(複写等の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、本件業務を処理するために甲から引渡しを受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(取得の制限)

第9条 乙は、本件業務を処理するために個人情報を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第10条 乙は、本件業務の履行により知り得た個人情報をこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、番号法又は保護法の規定により当該利用又は提供が認められ、かつ、甲の書面による事前の承諾がある場合は、この限りでない。

(責任体制の整備)

第11条 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(個人情報の安全管理)

- 第12条 乙は、本件業務を処理するために収集し、若しくは作成した個人情報又は甲から提供された資料に記録された個人情報を漏えいし、紛失し、棄損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の安全な管理に努めなければならない。
- 2 乙は、甲から本件業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項の個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも同様とする。
- 4 乙は、甲が同意した場合を除き、第1項の個人情報を作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、第1項の個人情報を運搬する場合は、その方法(以下この項において「運搬方法」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも同様とする。
- 6 乙は、本件業務を処理するために作業場所に私用端末、私用記録媒体その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 7 乙は、本件業務を処理する端末等に個人情報の漏えいにつながるおそれがある業務に関係のないアプリケーションをインストールしてはならない。又、業務に必要なアプリケーションをインストールする際は、甲の承諾を得なければならない。
- 8 乙は、第1項の個人情報を秘匿性等その内容に応じて、次に定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データで保存し、又は持ち出すときは、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、当該台帳に個人情報の受渡し、使用、複製若しくは複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者氏名を記録しなければならない。
- 9 本件業務の履行のため、従事者が甲の管理する区域に立ち入る場合は、身分証明書を常時携帯させ、個人名と事業者名の記載された名札を着用させなければならない。また、入退室管理が行われているところに立ち入る場合は、甲の指示に従わなければならない。

(情報システムにおけるセキュリティ事項)

- 第13条 本件業務の従事者以外の者に本件業務を処理させないこと。さらに、取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じて、次の対策を行うこと。
- 2 従事者以外が個人情報にアクセスできないようにするためのパスワードによるアクセス制限等必要な処置を行うこと。
- 3 従事者が個人情報にアクセスする場合の証跡を残すため、ログ等の取得を行うこと。
- 4 本件業務で取り扱う端末を特定し必要最小限とすること。
- 5 遠隔からアクセスを行う場合は、ネットワーク機器の通信経路の暗号化やその通信の監視等の対策を行うこと。
- 6 パスワードは初期パスワードからの変更や必要十分な桁数を備える等、第三者に容易に推測できないよう設定を行うこと。

- 7 本件業務にて知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止のため、メール送信時は、B C C（ブラインド・カーボン・コピー）の徹底、複数の者による確認やチェックリストの活用等の措置を講じること。
- 8 外部からの不正アクセスによる被害を防ぐため、端末には最新のウイルス定義ファイルおよびセキュリティ更新プログラムを適用すること。
- 9 情報システムの欠陥の是正及び脆弱性を検知した際の対策について計画を策定し実施すること。
- 10 情報システムの欠陥の是正及び脆弱性対策等のセキュリティ対策が有効に機能していることの継続的な監視と確認を行い、定期的な見直しを行うこと。

（返還、廃棄又は消去）

第14条 乙は、本件業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら作成し、若しくは取得した個人情報について、本件業務完了時に甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合は、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読又は復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読又は復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会を求められたときは、これに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第15条 乙は、本件業務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合、又は生じるおそれがあることを知ったときは、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、2次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（立入調査等）

第16条 甲は、本件業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本件特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙（再委託をしている場合は再委託先を含む。）に報告を求めると及び乙の作業場所を立入調査することができるものとする。この場合において、乙は、甲から改善を指示された場合は、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第17条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさない場合、又は果たすことができない場合は、本件業務に関する契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第18条 乙は、本件特記事項に定める義務に違反し、又はその義務を怠ったことにより、甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。